

人権方針

ディスコ（以下、株式会社ディスコおよびディスコグループ会社をいう）は、「高度な Kiru・Kezuru・Migaku 技術によって遠い科学を身近な快適につなぐ」という社会的使命（Mission）の実現に向けて確実に前進していくために、社会・ステークホルダーにとって歓迎されるような存在を目指すことを「DISCO VALUES」の目標とする企業像（Target）に明記しています。この人権方針は、Target の考え方にに基づき、ディスコの人権尊重に関する考え方を表明するものです。

1. 国際的な原則・規範等の尊重

ディスコは、国連「世界人権宣言」を含む「国際人権章典」および「労働における基本的原則及び権利に関する ILO 宣言」を尊重するとともに、国連「ビジネスと人権に関する指導原則」および「OECD 責任ある企業行動に関する多国籍企業行動指針」を参照し人権尊重の取組みを進めます。

2. 人権尊重へのコミットメント

ディスコは、その企業活動が実際にまたは潜在的に人権への影響を及ぼし得ることを認識した上で、企業活動を行うすべての国における国際的に認められた人権を尊重し、関連する法令の遵守を徹底します。万が一、企業活動を行う国の法令が人権に関する国際的な原則・規範等と相反する場合には、国際的に認められた人権を最大限尊重する方法を追求します。

3. 適用範囲

本方針は、ディスコ（株式会社ディスコおよびディスコグループ会社をいう）の役員およびディスコに雇用されている者（以下「ディスコ構成員」という）に対し、適用されます。また、ディスコは、ディスコのサプライヤーに対し、本方針とこれに基づく取組みに則った活動を促す努力を継続的に行うとともに、サプライチェーンに含まれる取引先の従業員の人権を尊重します。

4. ガバナンス

本方針の制定・改定にあたっては、最高倫理責任者（Chief Ethics Officer）である執行役が起案し、執行役で構成された経営会議での議論を経て、取締役会の承認を得るものとします。また、社会的な要請および経営環境の変化に適応するため、定期的なレビューを実施し、必要に応じて改定を行います。

5. 個別の人権課題

（1）差別の禁止

ディスコは、ステークホルダーの人権を尊重し、性別、性的指向、年齢、国籍、人種、民族、宗教、学歴、心身の障がい、疾病等を直接の理由とした差別を許容しません。

(2) ハラスメントの禁止

ディスコは、セクシュアルハラスメント、パワーハラスメント等の一切のハラスメント行為を許容しません。

(3) 児童労働・強制労働・奴隷労働・人身売買の禁止

ディスコは、その企業活動において、児童労働・強制労働・奴隷労働・人身売買を一切許容しません。

(4) 労働基本権の尊重

ディスコは、ディスコ構成員の自らの意思による労働組合結成・参加、団体交渉、平和的集会への参加の権利、およびそれらの活動を差し控える権利を尊重します。

(5) 適切な賃金支払いと労働時間の管理

ディスコは、労働者の人権を尊重し、労働時間、休暇の取得や賃金等の労働条件に関する各国・地域の労働関係法令を遵守します。

(6) 製品の安全と職場の安全衛生

ディスコは、その製品・サービスの製造、提供または利用に関わる人々の生命・健康を脅かすことのないようにするための手段を講じ、製品の安全と職場の安全衛生に取り組みます。

(7) 働きがいのある職場環境の整備

ディスコは、ディスコ構成員の安全、健康を最優先するとともに、ディスコの一員としてふさわしい人が活躍できる環境を整えます。

6. 人権デュー・ディリジェンス

ディスコは、人権尊重の責任を果たすため、人権デュー・ディリジェンスの仕組みを構築するとともに、これを継続的に実施し、ステークホルダーとの対話等を通じて、その有効性を確認します。

7. 救済メカニズム

ディスコは、ディスコ構成員およびサプライヤーを含むすべてのステークホルダーが匿名で相談・提案または通報ができる相談窓口（グローバルに設置する通報窓口を含む）を設置します。また、相談・提案または通報を行った者に対する不利益的措施を禁止します。人権に対する負の影響を引き起こした、または負の影響を助長したことが明らかになった場合、適切な手段を通じて、その是正に取り組むとともに、人権に対する負の影響を受けた人を救済するための適切な措置を講じます。

8. 情報開示と周知・教育

ディスコは、本方針がディスコ構成員に定着するよう必要な教育を適宜実施します。また、公式ホームページによる情報開示等を通じ、サプライヤーを中心としたステークホルダーに本方針とこれに基づく取組みの周知と理解浸透に努めます。

以上